

「地理的表示産品保護弁法」制定についての解説

第十九期中国共産党中央委員会政治局の第二十五回集団学習会で習近平総書記が示した「地理的表示、営業秘密等の分野における法制の強化」に関する重要な指示の精神を実行し、中国共産党第二十回全国代表大会の報告「知的財産権の法的保護」の意思決定を誠実に実行し、特色ある経済発展の促進、地方活性化の支援、中国の優れた伝統文化の保護・継承、及びハイレベルな対外開放の推進において地理的表示の重要な役割を十分に発揮させるために、国家知識産権局は地理的表示に関する統一立法の推進を加速させ、特別保護と商標保護とが互いに協調する統一された地理的表示保護制度を健全化する。立法議論や研究における各界からの「地理的表示産品保護規則」等の各部門の規程を先に整備することにより、実務上の突出した問題を一定程度解決したいという強い要望に鑑み、国家知識産権局は地理的表示に関する統一立法を推進すると同時に、まず「地理的表示産品保護規定」に係る認定、管理及び保護の内容を整備し、「地理的表示産品保護弁法」を制定する。

一、制定の背景及び必要性

「地理的表示産品保護規定」は旧国家質量監督檢驗檢疫総局が2005年に制定して実施され、当該規程は地理的表示産品の効果的な保護や、地方経済の発展において重要な役割を果たした。2023年6月末時点で、累計2498品目の地理的表示産品が承認され、延べ25000以上の経営主体が地理的表示の専用標識の使用を承認されている。

しかしながら、この規程は以前に制定されたもので、且つそれ以降改正されていないため、地理的表示産品の認定、管理、保護の現実のニーズに応えることができなくなっており、具体的には以下の点に反映されている。第一に、審査手順が不完全で、認定を与えない場合の規定がなく、変更や取消の手順が規定されていないこと、第二に、地理的表示産品と専用標識の使用・管理に関する規定が比較的少なく、明確な運用ガイドラインが欠如していること、第三に、権利保護が弱く、侵害行為が十分明確にされていないこと。

上述した問題を解決し、地理的表示産品保護制度の整備に対する社会公衆の期待に応えるため、国家知識産権局は「地理的表示産品保護弁法」を制定する。

二、制定の原則及び主な考え方

「急を要するものを先に行う」ことにより、実務上の突出した問題を解決することを基本原則とし、主な考え方は以下のとおりである。第一に、機構改革の要求を着実に実行し、それを機構改革の職能調整に結び付けること、第二に、審査プロセスを整備し、審査・認定の手順を最適化すること、第三に、地理的表示産品の管理を強化し、生産者の義務と地方知的財産権管理部門の日常監督職責を明確にすること、第四に、地理的表示産品の保護を強化し、侵害行為を明確にすること、である。

三、制定のプロセス

2023年9月18日から11月2日まで、「地理的表示産品保護規定」（意見募集稿）について社会から意見を公募した。この期間中、関係省庁、委員会、各省級知的財産権管理部門から広く意見を募集するとともに、行政機関、専門家、学者、代理機構、業界団体、生産者等の主体からの意見や提案を聞くための意見募集会議を開催した。各関係者の意見を十分に検討・採用し、条項の内容をさらに整備し、「地理的表示産品保護弁法（送審稿）」を制定した。国家知識産権局局務会による審議を経て承認され、2023年12月29日に国家知識産権局令第八十号にて公布され、2024年2月1日より施行される。

四、主な内容

「地理的表示産品保護弁法」は36条からなり、主な内容は以下のとおりである。

（一）上位の法的根拠と部門の職責を明確にした

2021年に施行された「中華人民共和國民法典」第一百二十三条では、地理的表示を知的財産権の対象の一つとし、同時に地理的表示の専用標識も公式標識として「中華人民共和國商標法」による保護を受けることができる。したがって、規程の上位の法的根拠を「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國製品品質法」、「中華人民共和國標準化法」、「中華人民共和國の反不正競争法」としてさらに明確にした（第一条）。

党中央委員会と國務院の機構改革の要求を実行し、国家知識産権局が全国の

地理的表示産品及び専用標識の管理と保護の業務を担当することを明確にし、地理的表示産品保護の申請を一律に受理し審査し、法に従って地理的表示産品を認定する。地方知的財産権管理部門がそれぞれの行政区域内の地理的表示産品及び専用標識の管理と保護の業務を担当することを明確にした（第五条）。

（二）地理的表示産品の審査の基準と手順を明確にした

地理的表示産品が真実性、地域性、特異性と関連性を有しなければならないことを明確にし（第三条）、且つ地理的表示産品の認定を与えない場合を規定した（第八条）。異議申立て手順を技術審査の後に置き、審査手順を最適化し、審査の効率を向上させる（第十四条、第十五条）。変更の手順を規定し、保護要件の非主要内容の変更と主要内容の変更について異なる審査手順と要件を規定した（第二十六条）。取消の手順を規定し、取消理由、証拠資料の要件、審査及び救済手段を明確にした（第二十七条から第二十九条）。

（三）申請者の管理職責と生産者の基準に従って生産する義務を明確にした

県級以上の人民政府又はその指定されている代表性を有する社会団体、保護申請機構は、申請者として地理的表示産品保護の申請を提出することができる（第九条）。地理的表示産品が保護を獲得した後、申請者は措置を講じて地理的表示産品の名称と専用標識の使用、産品の特色の品質等を管理しなければならない（第二十三条）。地理的表示産品の生産者は対応する基準に従って生産しなければならない（第二十三条）、生産者が基準に従って生産せず且つ期限内に正さなかった場合、専用標識の使用登録登記を抹消することを規定した（第三十一条）。

（四）地理的表示産品の保護を強化した

保護を強化するために、産地範囲以外の同じ又は類似の産品に保護を受けている地理的表示産品の名称を使用すること、産地範囲以外の同じ又は類似の産品に保護を受けている地理的表示産品の名称に類似する名称を使用し、公衆を誤解させること、産地範囲内の地理的表示産品の基準と管理規範の要件に合致しない産品に保護を受けている地理的表示産品の名称を使用すること、専用標識を偽造して使用すること等の具体的な違法行為を明確にするとともに、関連する法律・法規定に従って処理することを規定した（第三十条）。

また、本規程と旧国家質量監督検験検疫総局が制定した「地理的表示産品保護規定」の一部の内容との重複を考慮し、公衆の明確な識別と適用を容易にするため、規程の名称を「地理的表示産品保護弁法」として定め、旧規程と区別している。具体的に適用する際には、「新しい規定は古い規定よりも優れている」という原則に基づき、地理的表示産品の認定、管理と保護の内容について、二つの規程が一致しないものは、新しい規程を適用し、行政執行に関するものは、引き続き旧規程の関連条項に従って執行する。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/2/art_66_189479.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。